

優良ビジネス認定制度規約

第1条: 目的

この規約は、優良ビジネス認定制度（以下「本制度」と称する）の運営に関する基本的なルールを定めることを目的とする。

第2条: 認定基準

1. 本制度の認定基準は、一般社団法人日本代理店協会（以下「当協会」と称する）が定める。当協会は、独自の専門知識や経験に基づいて認定基準を策定する責任を有する。
2. 認定基準は可能な範囲内で公開し、申請者に対して開示するものとする。

第3条: 認定手続き

1. 認定を希望する企業・団体（以下「申請者」と称する）は、所定の手続きに従い、認定申請することが必要である。
2. 認定申請後は速やかに当協会指定の銀行口座に認定料を振込み支払うものとし、振込手数料は申請者の負担とする。
3. 当協会は認定料の振込確認後、書類審査の手続きに進み、申請者と当協会間で審査を行うものとする。
4. 審査の結果、申請者が認定基準を満たしている場合、当協会は認定を授与する。

第4条: 秘密保持

審査・認定を行う過程で提供される必要書類の内容は秘密情報の対象となり、相手方の事前の書面による承諾を得ずに審査メンバー以外の第三者に開示してはならず、審査・認定以外の目的に使用してはならないものとする。

第5条: 認定の有効期間

1. 認定は3年間有効とする。有効期間中は申請者は認定マーク等を利用することができるものとする。
2. 有効期間の満了後、新たに認定を受けていない場合は認定マークを利用することができないものとする。

第6条: 認定の利用

1. 認定を受けた申請者は、認定を公表することができる。
2. 認定を利用する場合、申請者はルールの範囲内で利用するものとする。

第7条: 認定の取り消し

1. 認定を受けた申請者または申請内容に認定基準を満たさない事実が発覚した場合、当協会は認定の取り消しを行うことができる。
2. 取り消しの手続きには、申請者の聴聞や説明を聞く機会が与えられるものとする。

第8条: 反社会的勢力の排除

1. 申請者は自らが暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者または構成員ではなく、役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者）が反社会的勢力ではないこととする。
2. 認定前、認定後に関わらず、反社会的勢力と疑わしき事象が判明した場合は、その成否に関わらず、何らの催告を要せずして申請・認定を取り消すことができるものとする。

第9条: 紛争解決

本制度に関する紛争が生じた場合、申請者と当協会は協力し、誠意を持って解決を図るものとする。

第10条: 規約の変更

当協会は、本規約を必要に応じて変更する権利を有する。変更があった場合、申請者に対して適切な通知が行われるものとする。

第11条: 規約の適用

本規約は、申請者と当協会の間で適用される。

制定 2023年9月7日

改定 2023年9月20日

一般社団法人日本代理店協会